

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	政策調整会議
開催日時	令和8年8月10日（月） 午前8時56分～午前9時56分
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出席者の職・氏名	【出席者】 又賀市長公室長、千葉危機管理監、西内総務部次長兼人権庶務課長、金子市民環境部長、赤澤福祉部長、小野澤健康部長、山木こども部次長兼保育課長、山崎都市建設部長、塩味審議監兼まちづくり推進課長、稲葉会計管理者、田中上下水道部長、森田議会事務局長、関口学校教育部次長兼教育総務課長、堀川生涯学習部長、奥山監査委員事務局長 （担当課） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、荻原同課長補佐、伴仲同課政策企画係主査、榎本財政課長、板坂同課財政係長、中川市民環境部次長兼地域づくり支援課長、稲田市民環境部次長兼総合窓口課長、伊藤同課主幹兼課長補佐、高橋まちづくり推進課交通政策係長、石田生涯学習・スポーツ課長補佐、秋山同課スポーツ係長 （事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、長谷川同課主幹兼課長補佐、伊藤同課政策企画係主事
欠席者の職・氏名	なし
議題	1 使用料・手数料の見直しに関する基本方針（素案） 2 使用料・手数料の改定案について 3 コンビニ交付手数料の改定案について
会議資料	（議題1） ・【資料1】使用料・手数料の見直しに関する基本方針（素案） （議題2） ・【資料2－1】使用料の改定案について ・【資料2－2】手数料の改定案について （議題3） ・【資料3】コンビニ交付手数料の改定案について
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録

	■ 要点記録	
	□ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 使用料・手数料の見直しに関する基本方針（素案）

【説明】

（担当課：伴仲政策企画課政策企画係主査）

資料1を御覧いただきたい。1ページ、第1章見直しの背景と目的についてである。現在、全庁的な使用料・手数料の見直しが長期間行われていない一方で、社会情勢の変化に伴う物価や人件費の高騰が続いている。そのため、行政サービスを提供するコストと利用者が支払う負担が均衡しておらず、従来の受益者負担の適正化が確保できていない現状がある。

その上で、現在の状況を御覧いただきたい。折れ線グラフが示すとおり、使用料は長期間据え置かれている一方、施設の維持管理コストが年々上昇し、そのかい離が拡大している現状を、2つの施設を例に示している。こちらは、4月に実施した調査結果をもとに、1回の利用にかかる実際のコストと利用者が支払っている使用料の差を示している。

例えば、内間木公民館体育室の令和6年度の1回利用当たりのコストが4,152円に対して、使用料が1,400円であり、差額である2,752円は、本来利用者が負担すべき費用を市が税金で補填している状況を意味している。

続いて、2ページを御覧いただきたい。こうした現状を整理した上で、見直しの目的として、将来にわたり持続可能な施設運営を行い、質の高い行政サービスを提供し続けるため、統一的な算出ルールを定めることを目的として掲げている。

併せて、見直しのポイントとして3つの視点を定めている。

3ページを御覧いただきたい。第2章基本的な考え方である。受益者負担の原則の徹底に加え、効果的・効率的な行政サービスの提供として、市民に負担をお願いする前提として、市自らが省エネルギー化や業務委託の見直し等による経常経費の削減に努める旨を明記した。また、対象となる公共施設として、文化、スポーツ、学習、集会、福祉等の目的に利用される公の施設を対象として位置付けている。

3ページ最下段から4ページにかけては、施設の性質別分類と負担割合を記載している。施設の必需性と市場性という2つの視点で分類し、受益者負担割合を0%、50%、100%の3パターンに設定した。算出した基準使用料にこの割合をかけることで、適正な使用料を導き出す仕組みとしている。

5ページを御覧いただきたい。第3章使用料の算出方法として、具体的な算出方法を記載している。基本的な考え方として、施設の維持管理に係る人件費と物件費から原価を算出する。これを施設の総面積や貸出面積をもとに、1平米1時間当たりの単位基準額に落とし込み、実際の貸出面積や利用時間に当てはめることで、適切な使用料を算出する。

なお、従来の公共施設使用料見直しに関する基本方針からの主な変更点として、5ページ中ほどの除外経費の取扱いにあるとおり、施設整備に関する建設費や減価償却費を除外経費とした。過去の建設での投資コストを使用料に反映させるのではなく、施設の維持管理に係る現在のランニングコストに着目し、より実態に即した受益者負担とするためである。

7ページを御覧いただきたい。こちらには、市外料金と減免基準の適用について記載している。前回からの主な変更点として、市外料金の設定において、市外利用者に対して

市内料金の2倍を上限として、市外料金を設定できるものとした。また、市外利用者に対する市外料金の根拠を視覚的に示す図を現在作成しており、こちらについては、行政改革推進本部会議で改めて御説明する。

また、減額・免除基準の適用だが、現在の方針との変更点はないが、減額・免除の運用方法については、今後も継続的に検討を進め、本方針や使用料の見直しに併せて検討を行う。

9ページを御覧いただきたい。第5章手数料の算出方法である。1件の手数料を処理するために必要な人件費と、システム保守料や偽造防止用紙の経費などの物件費を合算し、基準手数料を算出する。また、下段には、デジタル化推進に伴う特例料金の設定として、窓口発行とコンビニ発行の手数料に金額の傾斜をつけられるよう、新たな見直しの視点を盛り込んでいる。

最後に10ページを御覧いただきたい。第6章今後の見直しのサイクルについてである。急激な負担増を抑えるため、改定率の上限は現行の1.5倍以内とすること。原価計算を定期的実施し、適宜（原則として3年ごと）見直しを行うこと。また、利用料金制度を導入している指定管理施設については、指定期間の途中での料金改定は行わない旨を記載している。

（担当課：櫻井市長公室次長兼政策企画課長）

使用料・手数料、補助事業の見直しについて、これまでの検討経過などを補足させていただく。

これらの見直しについては、昨年度、令和8年度の行政改革推進実施計画を作成した時点では、まず今年度中にそれぞれ見直しの基本方針を改定し、令和9年度以降に具体的に見直しを行うこととしていたが、調査の結果、コストと使用料のかい離が広がっていること、財政状況等をふまえ、今年度中に基本方針の策定に加えて、使用料は市外料金の改定と市外料金未設定の施設は新たに設定すること。また手数料については、証明書関係について見直したいと考えている。

また、補助事業については、今年度中に基本方針をまとめる方向で、引き続き下半期も基本方針の見直しを進めていく。

次に、これまでの検討状況としては、担当課との調整後、次長級職員で構成する行政改革幹事会を2回開催し、基本方針素案と使用料・手数料改定案について意見をいただけてきた。

最後に、今後のスケジュールだが、本日部長級の皆さんに意見を伺った後、8月24日に行政改革推進本部会議を開催し、市長決裁を経て素案を決定したいと考えている。

また、9月議会に併せて全員協議会を開催し、議員に説明するとともに、9月中下旬から市民コメントを実施し、市民コメント後改めて各関係会議を開催予定である。

なお、関係条例の改正等については、12月議会に議案を上程した後、周知期間を置き、令和9年4月から施行予定と考えている。

説明は以上である。

【意見等】

（千葉危機管理監）

資料に、市外料金、市外利用者、市外団体という単語が出てくるが、私は市外に住んでいるが、朝霞市で勤務しているため、体育館のトレーニングルームを市内の方と同じ使用料で使っている。資料に記載されている市外という表現は、市外から朝霞市に仕事や学校に来る人も市外として扱うということか。

(担当課：荻原政策企画課長補佐)

今までどおり市内在住・在学・在勤の方は市内料金として取扱う。

(担当課：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

自転車駐車場については、現状のとおり、市内在住の方のみを市内料金としたいと考えている

(又賀市長公室長)

今の市外料金については、それぞれ条例で定めているのではないか。そのため、それに沿った運用としていただきたい。

自転車駐車場はその部分も含めて条例改正か。条例と齟齬が無いようにしていただきたい。

(担当課：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

それらについて、基本方針に書き込めるか検討してみたい。

(又賀市長公室長)

12月議会で条例改正を上程するとのことだが、分かりやすく説明できるように整理していただきたい。

(金子市民環境部長)

今後の見直しのサイクルについて原則3年ごとで、適宜行うということだが、3年の間に新たな使用料・手数料を設定したい場合は、どのように対応すればいいのか。

(担当課：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

流れとしては、その都度行政改革幹事会に諮り、行政改革の流れの中で精査して進める方向で考えている。

(小野澤健康部長)

今後の見直しサイクルの部分で、「本方針に基づく原価計算を定期的を実施し、適宜(原則として3年ごと)見直し」ということだが、定期的を実施を適宜とするのか、原則として3年ごとに原価計算を定期的を実施するのか、それとも原価計算は毎年実施した上で検討については適宜行うのかについて整理はできているのか。

(担当課：荻原政策企画課長補佐)

原価計算に関しては毎年行い、見直しに関しては「適宜(原則として3年ごと)」と整理している。

(小野澤健康部長)

それであれば、「適宜(原則として3年ごと)」ではなく、原価計算を原則として3年ごとに実施とし、その上で適宜見直しという表記の方が分かりやすいのではないか。

(担当課：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

行政改革幹事会で、適宜見直しだと、現状のように見直しを行わない状況が想定されるため、実施計画が3年ということもあり、原則3年という言葉を入れた。

原価計算の部分についても、分かりやすく文を改めたい。

【結果】

指摘のあった点について修正し、行政改革推進本部会議に諮る。

2 使用料・手数料の改定案について

【説明】

(担当課：伴仲政策企画課政策企画係主査)

まず、使用料について御説明する。資料2-1の1ページを御覧いただきたい。改正案は主に2点である。1点目は、現在市外料金を設定している施設のうち、市内料金の1.5倍としている市民センターと公民館の市外料金を市内料金の2倍に引き上げる。

2点目は、現在市外料金を設定していない溝沼子どもプールと自転車等駐車場に新たに市外料金を設ける。

続いて、詳細を御説明する。2ページを御覧いただきたい。まず1点目の市外料金の倍率の引き上げについてである。平成22年に策定した見直し方針及び今回の基本方針では、市民センターや公民館の受益者負担割合を50%と設定している。例えば1回の利用コストを1,000円と仮定した場合、利用者負担は500円、残りの500円は市の税金で補填している状態を表している。現行の市外料金は、市内料金の1.5倍、つまり750円の負担だが、残りの250円は依然として朝霞市の税金によって補填している。市外利用者は朝霞市に納税していないため、公平性の観点から適当ではない。

そこで、改定案として倍率を2倍、1,000円負担に引き上げて、市外利用者には利用に係る経費の全額を負担していただく形に整えたいと考える。

なお、本件について所管課に確認を行ったところ、制度設計上大きな問題はないと回答を得ている。

次に、2点目の市外料金の新設である。3ページを御覧いただきたい。溝沼子どもプール及び自転車等駐車場において市外料金を新設する背景には、一定数の市外利用者が存在している実態がある。市外料金を新設することで、歳入確保を図るとともに、市内利用者が優先的かつ適正に利用できる環境を整えたいと考えている。

溝沼子どもプールについて、現行の小学生100円、付添人200円に対し、市外利用者はそれぞれ2倍とし、小学生200円、付添人400円とする。所管課からは市外料金の導入に伴い、自動券売機の改修または更新が必要となるが、増収分でその改修費用が十分に賄えるか、費用対効果を慎重に見極める必要があるとの意見をいただいている。

次に、自転車駐車場について4ページを御覧いただきたい。上段の表のとおり、現在は市外料金の設定がない。しかし、直近の利用状況として、全体の25%を市外利用者が占めていることや、近年の物価高騰を踏まえ、市内料金そのものの改定についても検討が必要と考え、令和9年度の指定管理料見込み額と過去3年の平均利用台数をもとに改定案を資料中ほどの表とした。

改定案のポイントとして、市外在住者の使用料は、市内在住者の1.5倍としているほか、自転車は上下段ラックの違いによる料金差を設けた。

また、一時利用料金についても見直しを行った結果、改定率の上限を1.5倍とし、自転車を150円、原付を300円とした。

所管課からは、市内料金の見直し及び市外料金の新設に対して必要性を感じている。また、令和9年度からの新たな指定期間に合わせてシステムを入れ替えるが、指定期間中に利用料金を変更してしまうと、別途システム改修費用がかかってしまうため、このタイミングで市内料金も含めた料金の見直しを行いたいとの意見をいただいた。

次に、手数料の改定について説明する。お手元の資料2-2を御覧いただきたい。改定案としては、現在一律200円としている証明書交付手数料等を全て300円に引き上

げるものである。

改正案のポイントとして、資料中ほどの表を御覧いただきたい。こちらは、手数料徴収条例のうち、現行200円の手数料を件数が多い順に並べたものである。方針に基づき、1件処理する際にかかる人件費と物件費から基準手数料を算出したところ、いずれも現行の200円を大きく超えており、改定の必要性が確認された。

ただし、急激な負担増を避けるため、改定率の条件を現行の1.5倍である300円にとどめることとした。

近隣市の状況を確認したところ和光市が既に300円へ改定済みであるほか、新座市においても、本年7月1日から手数料を300円に改定している。志木市でも9月議会で改定案を上程する予定であると伺っており、近隣市とのバランスからも妥当な金額であると考えている。

説明は以上である。

【意見等】

(堀川生涯学習部長)

生涯学習部は、公民館と溝沼子どもプールが今回の使用料改定の対象になっている。

まず公民館について、公民館の使用料は市内の社会教育団体は免除という形を取っており、ほとんどの方が使用料免除で、使用料を支払っているのは、それ以外の市内団体と市外団体が全6館で20団体程度である。年間の収入としては10万円程度である。

溝沼子どもプールは老朽化していることから、大規模改修に向けた検討も願いたい。

(担当課：荻原政策企画課長補佐)

公民館に関しては、資料2-1の2ページでお話したとおり、受益者負担が50%となっている。減免かどうかは別として、税金でランニングコストを処理しているため、市外の方に関しては、市民の方の税金を投入しない形とさせていただきたいということで、今回公民館と市民センターに関しては、市外料金を2倍に引き上げた。

また、それを実際支払っていただくかは、先ほど基本方針で御説明したとおり、減額・免除基準の適用に関して、今後も継続的に検討を進めていくため、また議論させていただければと考えている。

(担当課：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

溝沼子どもプールについては、他の施設と合わせて、現状を踏まえての値上げということで対応させていただきたい。

大規模改修については別の話で、公共施設マネジメント実施計画で位置付けているスケジュールを1年間後ろ倒しとしたため、この先の見通しはまた検討することとなる。金額の値上げについては今回の基本方針に基づいて実施させていただきたい。

(金子市民環境部長)

市外料金を設定することで、どの程度の歳入増を見込んでいるのかを伺いたい。検討期間が短いため、とりあえず市外料金の設定ということだと思うが、歳入の確保をずっとうたってきており、市外料金を設定しても、どの程度のプラスになるのかという目安がないと本当にそれが行政改革に当たるのかという懸念があるのではないかと。

(担当課：伴仲政策企画課政策企画係主査)

溝沼子どもプールを例に御説明すると、令和5年度から令和7年度のアンケートから、概ね市外利用者が40%いると想定した上で算出したところ、歳入の増額見込みとして

は1年で約160万円を見込んでいる。

（担当課：高橋まちづくり推進課交通政策係長）

駐輪場については、令和7年11月時点で市外の利用者が約1,500名ということから、市外料金を1.5倍にした場合には、約2,000万円程度の増加が見込まれると考えている。

（担当課：中川市民環境部次長兼地域づくり支援課長）

影響額に関する資料は持ち合わせていないが、利用状況で見ると市内団体の利用件数が95%を超えている状況である。

（堀川生涯学習部長）

溝沼子どもプールの市内と市外の区別の方法が、証明書を確認するわけではないとのことで、そちらの方も議論があるのではないかと。体育館などは事前に証明書を提示して登録をし、市内料金という扱いになっているが、プールの場合は選別が難しい。

わくわくどーむでも同様の問題があったと思うが、それと同じようなことになってしまうのではないかと。

（担当課：櫻井市長公室次長兼政策企画課長）

わくわくどーむ等の一時利用も同様だが、個人の利用についてはある程度性善説に基づいた形になると考えている。

（小野澤健康部長）

わくわくどーむの実態ということで、基本的には先ほど言われたように性善説に基づいて、厳しい確認はしていないが、今回の改正案を出すことによって、市内と市外をはっきり分けるという考え方に基づいた身分証明の仕方は、問われてくるのではないかと考えている。今までどおりでいいのかは、確認しておかなければならないのではないかと。特に自動販売機を使っているところは、買い直すのかという話にもなりかねないため、運用上の課題がこれから出てくるのではないかと。

1点確認だが、自転車駐車場の一時利用が1.5倍に上がっているのは、原価の50%負担などを準用させて、値段を上げているのか。

（担当課：高橋まちづくり推進課交通政策係長）

一時利用については、今回市外料金を新しく設定するため、従来の一時利用料金のままでは、一時利用に流れてしまうことが見込まれるため、今回同時に値上げとした。

（又賀市長公室長）

溝沼子どもプールの市外・市内をわくわくどーむ同様どう区別するか、今までどおりで良いのかという内容について、現実的に毎回受付で証明書を出していただくのは難しい。事務局からもあったとおり、性善説に基づいて運用せざるを得ないと考えている。

ただ、今回料金設定を見直すということの周知は、必ず広報や券売機にしっかり見える形で示す必要がある。しっかり案内し、分からない、知らないとならないようにしていただきたい。

また、幹事会でも話が出たが、自転車等駐車場の改正案の中で、一時利用は市外・市内を設定していない理由をお話いただきたい。政策調整会議でも共有いただきたい。

(担当課：高橋まちづくり推進課交通政策係長)

自転車駐車場の一時利用について、今回市外・市内を設定しない理由については、来年度以降の指定管理者のシステム管理者に確認したが、まずシステム改修が難しいこと、非常に多額の費用がかかること、また、先ほどから議論があるとおり市内・市外を設定するときにどこまで厳密にするかの設定が難しいとお話いただいたため、厳しいと考えている。

(又賀市長公室長)

既に指定管理者が決まっており、協議の中で難しいという話があったため、今回は自転車駐車場の一時利用の市外料金は設定しないとのことで、御承知おきいただきたい。

【結果】

原案のとおり行政改革推進本部会議に諮る。

3 コンビニ交付手数料の改定案について

【説明】

(担当課：稲田市民環境部次長兼総合窓口課長)

資料3を御覧いただきたい。改定案について、令和8年7月からコンビニ交付の利用促進を図り、窓口の混雑緩和等に寄与することを目的に、コンビニ交付証明書手数料について、1通200円から100円としているが、今回の使用料・手数料の改定に合わせ、提示するものである。

改定内容としては、使用料・手数料の改定案では、令和9年4月からの改定だが、それより1か月前倒しで、窓口交付繁忙期となる令和9年3月から6月までの4か月間の期間限定で、1通100円から10円へ改定し、更なるコンビニ交付の利用促進を図り、窓口の混雑を緩和するため、安価な手数料を設定するものである。これにより、来庁者数の削減が見込まれ、職員の業務負担軽減やDXの推進につなげることを目的とするもので、令和9年7月からは1通200円に改定する。

なお、窓口交付の手数料改定案300円とは差別化を図っている。

次に、コンビニ交付率について、コンビニ交付手数料を100円に改定してから約1か月と短期間だが、利用率は向上している。令和8年7月のコンビニ交付率は44.5%で、令和7年7月の前年同月比では12.7ポイント上昇し、前月比でも4.3ポイント上昇している。対前年比や前月比のデータは現在コンビニ交付を100円にしていることによる利用促進効果を示しており、更に時限的に1通10円とすることで、多くの方に利便性を体験していただけたと考えている。

また、これにより、窓口混雑の緩和が期待でき、来庁頻度の減少と、開庁時間外、早朝や夜間、土曜、日曜、祝日の証明書の取得を促進し、市民満足度の向上に期待できると考えている。

次に、目標値について、令和8年6月の時点でコンビニ交付の目標値は50%を掲げていたが、今回10円に改定することで60%を目標値としている。

(担当課：榎本財政課長)

改定による影響額について御説明する。歳入歳出とも令和9年3月から令和10年3月の13か月で積算し、積算条件は下段に記載しているが、コンビニ交付率は、改定前が44%、改定後が令和9年3月は48%、4月は52%、5月は56%、6月以降60%

と段階的に積算をしており、コンビニ交付手数料は改定前が1通100円、改定後が令和9年3月から6月が1通10円、7月以降200円で積算をしている。

まず歳入だが、改定前は歳入受入れ額が1,440万2,700円。改定後は1,550万600円で、4ヶ月間コンビニ交付1通10円を実施する一方で、その後200円に改定することにより、114万7,900円増える見込みである。

次に歳出だが、コンビニでのシステム発行手数料が1件117円かかっており、改定後のコンビニ交付率が増加することにより、152万8,488円増える見込みである。

歳入は114万7,900円増となるが、歳出も152万8,488円増となることにより、影響額としては38万588円となっている。

コンビニ交付を時限的に10円に改定することにより、影響額がかかることとなるが、長期的な視点で見ると、コンビニ交付利用の増により、市民利便性の向上、窓口の混雑緩和、職員の事務負担軽減の観点で効果的なものであると考えている。

説明は以上である。

【意見等】

(小野澤健康部長)

資料だが、1ページ目の実施理由に、令和9年7月からは窓口は300円になるとあるが、その場合、2ページ目の歳入の改定後の表の、令和9年7月から令和10年3月の窓口の試算は300円になるのではないかと。

(担当課：榎本財政課長)

現状、窓口手数料が300円に改定されることが決定したものではないため、試算としては200円で記載している。

(小野澤健康部長)

改定の見込案であれば、窓口300円への改定はセットで考えなくて良いのか。

(担当課：榎本財政課長)

資料上は200円で試算しているが、もし窓口交付を300円で試算した場合は、約300万円増となり、影響額が見えにくくなるため、今回のような資料としている。

(千葉危機管理監)

窓口の金額を現状の200円で試算するのであれば、実施理由について、「令和9年7月からは窓口での手数料改定案の300円と差別化を図るため」という説明理由自体が使えなくなるのではないかと。

(担当課：榎本財政課長)

修正する。

(又賀市長公室長)

コンビニ交付手数料を令和8年7月から100円にしており、現在窓口は200円だが、令和9年4月から300円、一方コンビニ交付は令和9年3月から6月まで10円になるという流れが分かりにくい。時系列を分かりやすく記載した方が良い。

また、目標値のコンビニ交付割合を60%としているが、低いのではないかと。60%とした、理由があれば伺いたい。

(担当課：稲田市民環境部次長兼総合窓口課長)

目標値の考え方だが、マイナンバーカードを持っている方がコンビニ交付の対象者で、朝霞市のマイナンバーカード保有率は８５％程度である。

市民の中の対象者８５％のうちの７０％程度にはコンビニ交付を利用いただきたいということで試算すると、５９．５％という数字が出るため、目標値を６０％とした。

(又賀市長公室長)

マイナンバーカードの取得率を上げるという取組はあるのか。

(担当課：稲田市民環境部次長兼総合窓口課長)

マイナンバーカードの取得率は、国が行ったマイナポイントの施策で飛躍的に上がっている。そこからは微増と微減を繰り返しており、目標としては１００％を目指しているが、今後爆発的に９９％、９９．５％に増えるような起爆剤は持ち合わせていない。実際は８５％から９０％程度で落ち着くという予想である。

そうすると仮に対象者を９０％として、７０％がコンビニ交付を利用したとしても、６３％から６５％程度になるのではないかと考えている。

また、先行で１０円にしている東京都２３区の団体においても、６０％に行くか行かないかがコンビニ交付利用率の最大値となっているため、現実的な目標値として６０％としている。

(又賀市長公室長)

実施期間について来年度も同様の時期に実施するということはないか。年間で１番の繁忙期で転出入も多いため、来年の３月から６月であればその方たちはマイナンバーを作るメリットがある。

(担当課：稲田市民環境部次長兼総合窓口課長)

現時点の予定としては令和９年３月から令和９年６月の４か月間で行うことを目途としており、令和１０年以降に１０円キャンペーンを実施することは想定していない。

【結果】

指摘のあった点について修正し、行政改革推進本部会議に諮る。

【閉会】